

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	当地区第5分団は現在5部制だが、各部において新入団員の確保に苦慮している状況が長く続いている。 以前に組織再編の考え方が市消防団から示されたが、当地区は5部制から3部制に再編されとの案が出され、団員確保がある程度解消されるのではないかと期待をしていたが、その後の動きが見えてないので市側から今後の進み方について伺いたい。	消防団の再編については、令和2年3月、消防団が「組織等再編計画」を策定しており、その計画の第2次計画期間である令和6年度～令和10年度において、宮野目地区では、第2部である上似内と第3部である下似内、第4部である田力と第5部である葛がそれぞれ統合し3部体制とする予定であったが、第2次計画期間に入る前の令和5年度、第5分団から申し出があり、団員確保の見込みがついていることから現状を維持することとし、3部体制への再編については、第3次計画である令和11年度～令和15年度に変更することとしたと伺っている。 本市としては、地域の理解を得ながら持続可能な消防団を維持するため、今後も消防団による部の再編を支援していく。 市全体としては24の屯所が統合となっている。花巻地域は3分団の湯本地域の第1部である台温泉と、第2部である花巻温泉の2つの部が再編となっている。そのほかは東和地域では4つの部が再編し、大迫地域では18の班が再編されている。現在のところ70の屯所で再編するということで計画されているところで、そのうち24の屯所が統合となり進捗率は約34％である。
2	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	直接消防団の方々と意見交換したものではなかったため、消防団の考えを知らなかった。区長から消防団の団員確保について相談を受けたため今回質問をした。 コミュニティ会議として消防団と話し合っていきたい。	(当日コメントなし)
3	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	令和5年度に団員確保の見込みがついていると回答があり現在に至っているとのことだが、再編の見直しは毎年されているのか。	再編計画の見直しは5年に1度見直すこととしている。ただし、消防団本部としては時間が経過し消防団の維持が難しいということになった場合、計画の前倒しなど見直しをすることについて、柔軟に対応するよう地域にお任せしている。 災害の際の対応で若い人が少なくなっているという点は、宮野目地区に限らずどの地区でも同じ状況である。消防団の方々には活躍していただいている状況であるが、無理のないように自分の身はしっかり守っていただきたい。先日発生した新花巻駅の近くの火災では、夕方だったが非常に暑い中で対応だった。消防本部からスポーツ飲料を消防団に提供するなど熱中症対策を講じながら対応した。 今後の再編の進め方については、現役団員の方々は分団長でも40代50代と若い方々であるので、自分の代で再編や統合することになると判断に悩まれる。現役団員と区長や地域の幹部の方々と話し合って進めていただければ、現役団員も不安なく再編や統合について考えていけると思うので、ご協力をお願いする。
4	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	横浜にいる息子の妻が消防団に所属しており、花巻でも女性で組織された消防団があるのか伺いたい。 訓練を通して楽しさもあると思うし、地域の安心安全に繋がると思う。	組織の作り方は様々であるが、女性で組織された分団はないと思う。女性の組織はあるが、現場活動ではなく、広報等役割が違うものと伺っている。男性も女性も分け隔てなく、様々な分野で活躍していただいている。消防団の幹部とも話し合いながら、どのような場所で活躍していただけるかを協議したいと思う。
5	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	再編の見直しは5年に1度で、計画の前倒しは地域に一任されているという認識でよいのか。 例えば田力と葛が合意した場合、地域で進めたあとに消防本部にお知らせするという手順でよいのか。	消防団で再編を検討していただき、消防本部でそれらの進め方について調整することになる。計画を前倒して田力と葛で再編・統合したい場合は、地域と現役団員とよく話し合ってください、消防本部の方で時期等調整をさせていただくので、ご相談いただければと思う。
6	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	消防本部	総務課	消防団の組織再編について	名ばかりの人が多く、仕事の関係もあると思うが訓練にもこない。もし火災が発生した場合、初期消火にあたる人がいない。地域によって特性がある。地域に任せて地域を尊重することはよいことだと思うが、具体的な指針等を示していただくやり方はできないか。	消防団で再編は消防団が主体となって決めていただくことになるが、地域に温度差があることも事実である。熱が高いところと低いところが統合を検討した場合、低いところから団員が入らなくなれることを懸念し、統合を拒む地域もあるかもしれない。活動実績が少ない団員がいることも事実である。団員の8割9割は会社などで働いている状況にあり、自営業で自宅にいる方は非常に少ないので、消防団の行事や活動のすべてに参加できないというのも事実である。そのような点も鑑みながら、話し合ってください。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	宮野目地区グラウンドの環境整備について	長年にわたり主に野球場として利用されてきたが、現状は内野グラウンドは雑草が生い茂り、外野の芝も雑草が混在してきている状態である。木製ベンチは腐って危険であり、特に敷地内の落葉樹が巨木化、老齡化し、太い枯れ枝や落ち葉がグラウンド内や通路に落下し、安心して楽しめない施設となっている。 全面的環境整備が出来ないか市側の考えをお聞きたい。	先週グラウンドの様子を見に行き、外野は草刈りをしていたき綺麗になっていたが、内野は草が密集しており、また、ベンチは老朽化しており危険な状況であることを確認した。後ろのネットを超えて木が生い茂っており、木も大きくなっているという印象を受けた。相撲場も草刈りをされているが、使用されていない。自由広場では空港のイベントがある時に利用すると伺っている。自由広場も草刈りがされており、ゲートボールには適さないかもしれないが、綺麗な状況だった。 宮野目地区グラウンドは、岩手県から市が借り受け、市と宮野目コミュニティ会議との「宮野目地区グラウンド受付業務等委託契約」により、施設の受付、清掃業務、草刈り業務、整地業務等をお願いしているところであり、グラウンド内の野球場は、野球やグランドゴルフに利用されている状況と伺っている。 野球場の内野部分について、雑草が生い茂っているとお話だが、草刈り業務や整地業務については、これまで同様、宮野目コミュニティ会議にお願いしたいと思っている。現在のグラウンドの土を入れ替えて整地することも考えられるが、せっかく費用をかけて整備した後の利用が少なかったり、草刈り等が行われなかったりした場合は、また元に戻ることになると思われるので、整備後に見込まれる利用状況や整備後の管理について、宮野目コミュニティ会議の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えている。 また、内野の1塁側と3塁側に設置されている木製ベンチについては、一部破損して使用できない状態であるほか、全体的に老朽化していることを確認していることから、宮野目地区グラウンドの所有者である岩手県から了承を得たうえで、市が修繕を行う予定で進めていきたい。 敷地内の落葉樹が巨木化、老齡化し、太い枯れ枝や落ち葉がグランド内や通路に落下していることについては、令和4年度に同様の要望をいただいた際、花巻空港事務所、宮野目地区コミュニティ会議、市の3者で現地確認のうえ、道路側の支障木の一部を県で伐採したほか、市占用敷地内の支障木は県の了解のもとに市で枝打ちを行った。空港敷地内の樹木は防音林としての機能があり、市の判断での伐採はできないことから、令和4年度と同様に3者で現地確認のうえ支障木を特定し、伐採や枝打ち等の対応を検討していく。 全面的環境整備の考えについては、グラウンド以外も含めるかと思うが、多目的広場の野球場としての規模は他の地区野球場と比べて小さく、特に大人の試合会場としての利用は難しいこと、人口減少等による統廃合などで野球チーム数が減少していること、多目的広場以外の相撲場や自由広場が利用されていないことから、他の地区から宮野目地区グラウンドを利用する方が増えるのを見込むのは難しいと考えている。現時点では、市が全面的環境整備を行う予定はないが、ベンチのように部分的な修繕を行うとともに、木の管理についても定期的に3者で進めていきたいと思う。宮野目コミュニティ会議の皆様と一緒に今後の利用や管理の方法について検討したいと考えている。
8	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	宮野目地区グラウンドの環境整備について	昔の空港のときだけではなく、今も防音林という位置づけなのか。 老木は切ってほしい。	【生涯学習部長】 空港の位置は変わったが、滑走路が近いため緩衝緑地帯の位置づけは変わっていないと思う。 市では勝手に切れないため、空港事務所と地元コミュニティ会議と市の3者で現地確認したうえで対応を考えたい。 【市長】 先ほども部長がお伝えしたが、令和4年度に打合せをしたうえで、県と市で伐採している。 空港の基準があると思うので、市の判断で勝手に木を切ることが出来ない。 今回も木をたくさん切った方がいいと住民の声があると伝える。
9	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	宮野目地区グラウンドの環境整備について	空港の制限で花火もできない。	制限が様々あるようだ。 花巻農業高校の賢治先生の家周辺の木が一定の高さを超えるため、切った例もある。 制限に引っかかれば切らなければならない状況も出てくるようだ。
10	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	生涯学習部	スポーツ振興課	宮野目地区グラウンドの環境整備について	相撲場のやぐらの柱に巻いている藁が腐っていて、柱に雨があたり変色してきている。自然発生した樹木もあり、スズメバチが巣を作り、スポーツ振興課に駆除の依頼をした。木が倒れそうだから何とかしてほしいと空港事務所にその都度やり取りしている。国道4号線沿いの防音林は宮野目歩道橋から道路に出ている枝もある。今日確認したら、歩道沿いに3本枯れた木があり、それが歩道に倒れたら大変である。 コミュニティ会議はスポーツ振興課から委託されて年間5万円の委託料で管理しているが、かなり困難な状況である。今月も暑い中、区長さんに動員をかけて掃除をしてもらっている。コミュニティ会議の職員は、雪解け後に落葉を掃除をしたりと、いろんな面で費用がかかっている。 先日、グラウンドの三塁側の駐車場で事件があったようで、現場立会いをした。樹木で隠れる場所のため、パトロールをしていたが、実際に事件がおきてしまった。夜は施錠できないため、コンビニの袋を捨てられたこともあった。 コミュニティ会議ではなく民間委託してもらえば楽だと思う。環境整備と言ったが、危険予知の観点から危ないものは排除してほしい。見通しのよい場所にしたいという意味もあり、古い木や巨木化した木を少しずつ間引きしてほしい。	数年前に同じ話があった時も、県との打合せでなるべく木を切ろうという話であったが、今の状況になっている。県は10数億円を空港着陸料の免除等に充てているが、空港事務所の予算は特に少ないという話を聞いた。 相撲場については市で危険か調査し、その上で解体する必要があるのであれば、来年度に予算計上するということを考えなければならない。 市が占用している土地の木については、県と話し合ってできるだけ切るようにしたい。県の所有地に自然に生えてきた木については、防音林として植えたものではないため、全部切ってもらおう県に要望しなければならない。県もお金が無くなかなかやってくれないが、要望はしていく必要はある。県要望の期限は切れているが、今回の件は要望に追加し、県に働きかける。 野球場については、必要性を考えなければならない。草刈りについてコミュニティ会議でできないのであれば、市でどこまでできるかを考える。まずは、コミュニティ会議と話し合いをさせていただきたい。 【対応】(R7.8.21現在) ・令和7年7月11日に県空港事務所、コミュニティ会議、市の三者で現地確認を行い、支障木等の要望個所を特定。8月21日に再度三者で打合せを行い、県から、要望個所について9月中旬までに伐採又は剪定する旨の説明があり、コミュニティ会議もその内容を了承。 ・野球場の木製ベンチについては、市が10月までに修繕予定。コミュニティ会議では、野球場としての利用継続を希望しており、当面、草刈り等についてコミュニティ会議で対応いただくことを確認。 ・相撲場については、コミュニティ会議を通じて以前利用していた団体に今後の利用見込について確認を依頼するとともに、県に、利用予定が無い場合に解体が可能か照会中。結果を確認したうえで、市が危険性等の調査を行う予定。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
11	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	建設部	道路課	花巻空港下を通る方八丁地下道について	地下道に雨水と一緒に流れ込んできた泥が、乾燥する時期になると車が通るたびに舞い上がり、目も開けられず息も吸えない状態である。また、車両事故も度々起こっていて危険である。 しかし、県では、専用の清掃作業車を1台しか所有しておらず、年に1回程度しか作業してもらえないことから、市から県へ清掃回数を増やすことをお願いしていただくなど、他の手段も含めて検討してほしい。	県に1台しかないのであれば、すぐに対応できないと思うが、県に要望する。 市内にたくさん地下道があるわけではないため、市で購入するのは難しいと思う。清掃作業車を所有する民間企業があるか調べてみる。 【道路課確認】 方八丁地下道は市道であり、岩手県保有の路面清掃車で県道以外を清掃することはない。 7/3(木):岩手県花巻土木センターへ確認。方八丁地下道を路面清掃をした実績はない。 7/4(金):岩手県花巻空港事務所へ確認。方八丁地下道を路面清掃をした実績はない。 花巻市において、路面清掃車は保有していないが、作業員による路肩堆積土の撤去作業を実施するほか、業者手配により路面清掃車にて清掃する等、定期的な路面清掃に努める。
12	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	教育部	教育企画課	小学校の統廃合について	令和19年度までの児童の推移という資料をみて、今後小中学校の統廃合は進んでいくのか気になった。石鳥谷では4つの小学校が統合、矢沢小学校では小中義務教育学校を検討しているなど話を聞いている。 宮野目も小中義務教育学校や他の地域との統合も検討していくことになると思う。その場合、市から話があるのか、それとも地域から出した方がよいのか伺いたい。	子どもの数は急激に減少している。数年前までは1年間に650人生まれていたが、現在は300人代である。コロナ禍の影響もあると思うが、全国的に減少している。 今後の子どもの数の動きによっては、小中学校の統廃合を考えていかなければならないと思う。 教育委員会から方針を示すというより、まず保護者の意向を伺ったうえで、地域の方々の意見も伺いながら進めていきたいという考えである。
13	R7.7.1	市政懇談会	宮野目	教育部	教育企画課	プールについて	猛暑でプール活動を控える状況が続いており、子どもたちは夏休み期間中にプール活動が出来ずストレスが溜まっているようであった。 屋根付きのプールなどを検討していただけないか。	現在は、プールを新しく設置する学校は少なくなっており、体育館に冷房を設置するなど屋内施設の整備を検討している。 プールの維持管理にも相当の費用がかかっているので、屋根を設置するのは難しいと思う。
14	R7.7.8	市政懇談会	松園	生涯学習課 建設部	スポーツ振興課 道路課	日居城野運動公園近辺の環境・景観について	日居城野運動公園は、野球場、陸上競技場、総合体育館、テニスコートなどたくさんの施設がある。周辺には花巻東高校やキラキラモールなどの施設もあり、多くの方に利用していただいている。空き缶やペットボトルのゴミ捨てがあり、地域住民が持ち帰ったりしている。 もっと多くの方に利用してもらい、また来たいと思ってもらえるような施設になればいいなと思う。次の3点について伺う。 ①日居城野運動公園内に、施設の新設・改修の計画はあるか。 ②駐車場の拡張等の計画はあるか。 ③枇杷沢川水辺公園について、昨年掃除していただき綺麗になったが、葦がびっしり生えている状況である。今後のどのように改善されるか伺う。	①施設の新設・改修の計画について 【生涯学習部長】 現時点で、日居城野運動公園内の施設を新築する計画はない。既存施設の主な改修の計画は、今年度、総合体育館の冷暖房設備の更新、テニスコートの人工芝の張替、女子野球タウンに認定されたこともあり、花巻球場女子選手用トイレの改修を予定している。来年度は、総合体育館の雨漏り改修と自動火災報知器更新、陸上競技場のトラック改修、花巻球場のトイレ及び控室等の改修を予定している。このほか、小規模な修繕は随時行っている。 高速道路の駐車場とテニスコートの間の用地は、多目的コートという位置付けになっており、現在スポーツ利用としてはペタンク大会に利用されている。ハーフマラソン大会や各種スポーツ大会で駐車場が満車になる見込みの場合は臨時駐車場として利用している。駐車場利用を前提に多目的コートを全面舗装することも考えられるが、費用がかかることから、当面は舗装をせず現状のまま利用していきたいと考えている。 ②駐車場の拡張等の計画について 【生涯学習部長】 日居城野運動公園内には4つの駐車場を備えている。花巻球場隣接の第1駐車場は普通車207台、花巻東高校向いの第2駐車場は普通車63台バス8台、陸上競技場北側の第3駐車場は普通車183台バス18台、総合体育館隣接の第4駐車場は普通車604台分となっている。第3駐車場は花巻球場での大会開催日において満車となるほか、第4駐車場は公園内のイベントや総合体育館での大会開催規模により満車となる時がある。各駐車場が満車となった際や満車が見込まれる場合は、状況に応じて、多目的コートや、第3駐車場南側のちびっこ広場、更に南側の多目的広場を臨時駐車場として開放している。 路上駐車については、第3駐車場が満車となった際に、駐車場入口の道路において散見されると伺っており、指定管理者である花巻市スポーツ協会において注意喚起を行っていただくほか、日居城野運動公園内で開催するスポーツ大会やイベント主催者において来場者数を把握し、臨時駐車場の活用や駐車場誘導員の配置等により対応していただくよう周知に努めていきたいと考えている。 ③枇杷沢川水辺公園の景観について 【建設部長】 枇杷沢川水辺公園は、日居城野運動公園整備の一環として整備を進め、平成7年2月20日に供用開始した。地域の皆様に親しんでいただけるような親水護岸構造を有した親水公園となっており、供用開始後30年が経過した水辺公園となっている。 枇杷沢川水辺公園上流域の河川公園においては、都市政策課公園緑地係からの除草業務委託について、新田自治会のご協力により河川法面の除草作業をいただいているほか、早朝一斉清掃時には地域の皆様で河川周辺の清掃作業等を実施頂いており、地域の皆様の日々のご協力に感謝申し上げます。 そのほか、河川内の堆積土砂や草木の撤去等の浚渫作業は、令和2年度に創設された国の起債制度である緊急浚渫推進事業債という市財政上優位となる起債制度を活用し、定期的に管理河川の土砂撤去や川底の草の除去等、治水能力の健全化に努めている。 葦がすぐに生えてくるということに対しての抜本的な対策について、川底に日光が当たらないようにすることで葦が生えないようにする暗渠化や、河床をコンクリート化する等の対策が考えられるが、親水エリアとしての使われ方を考えると、そのような大規模な対策はなじまないものと考えており、仮にそれらの対策をしたとしても、上流域からの土砂の流入を防止することは困難であることから、定期的な浚渫が必要であることは現状と変わらず、有効な手立てが取れないことから、今後においても、定期的な浚渫作業を継続して実施してまいりたいと考えている。 なお、下流域の管理者である岩手県においても、鳥海神社より下流域において、今年度河川浚渫を実施する予定と伺っている。 【スポーツ振興課長】 枇杷沢川水辺公園は日居城野運動公園の一部として、スポーツ振興課も管理している。水辺公園の階段について、昨年市民から、雨が降ると階段が滑って危険だというお話を伺い、公園内の4つの階段のうち2つの階段の勾配が急で滑りやすいこと、石畳部分の玉石が滑りやすいことを確認した。階段部分の整備と、石畳部分の玉石を撤去して芝生化する改修を8月から実施する予定である。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
15	R7.7.8	市政懇談会	松園	市民生活部 建設部 生涯学習部	生活環境課 都市政策課 スポーツ振興課	不法投棄防止看板について	市営球場周辺で犬のフンを放置している人がいるので、看板をもらいに生活環境課に行ったら、都市政策課に行ってくれと言われた。都市政策課で看板をもらえと思ったが、都市政策課では予算がなく看板はないと言われたが、申請書を書いた。次にスポーツ振興課に行くように言われ、スポーツ振興課でも申請書を書いた。看板は結局生活環境課でもらった。たらい回しにされたように感じた。 もらった看板は「きれいなはなまきをありがとう」と大きく書いてあり、ペットのフンについては下に書いてあり、がっかりした。北上市の看板は大きく「犬のフンは持ち帰ってください」と書いてある。北上市のような看板を作ってほしい。	ご不便な思いをおかけし大変申し訳なかった。 看板の記載内容についてご意見があったことを、担当課に伝える。 【生活環境課補足】 ・不法投棄防止看板を交付する際は、設置する土地の所有者から看板を設置することの承諾を得ていることを確認するため、看板交付申請書へ承諾していることを確認できる書類等の添付を依頼している。 ・地域の衛生組合長が「わかたけ公園」への看板設置を希望されたことから、当該公園の管理者である都市政策課に公園占用許可申請を行い、交付された公園占用許可書を看板交付申請書に添付するよう説明したうえで、都市政策課へ案内したもの。 ・交付した看板は、「きれいなはなまきをありがとう ペットのフンは持ち帰ろう、空き缶やゴミはポイ捨てしないで」と書かれているもので、現物を確認いただいたうえで申請書を受け付け、交付している。 ・ペットのフンを対象とした看板の作成については、公衛連等の意見を伺いながら検討する。 【都市政策課補足】 4月21日に来庁され、わかたけ公園に犬の散歩に来てフンを片付けない人が多いため地区の役員で話し合い、生活環境課から提供される注意喚起の看板を公園内に設置することにしたが、看板の提供を受けるために施設管理者から許可を取る必要があるため手続きを知りたいとの問い合わせがあり、公園占用許可申請書に設置する看板の仕様と設置箇所及び枚数が分かる資料を添付して提出いただくことを説明した。その後、4月28日に申請書の提出を受けたが、この際に日居城野運動公園にも看板を設置したいとの相談があったため、施設管理者であるスポーツ振興課へ案内したものである。 【スポーツ振興課補足】 ・現在、日居城野運動公園内の20か所にペットのフン持ち帰りを促す看板が設置されており、うち9か所は令和7年度に新設したもの(R7.5地区設置4か所、R7.6市設置5か所)。 ・懇談会での発言を受けて球場周辺におけるペットのフン放置状況を指定管理者が確認した結果、令和7年7月における球場周辺での放置は見つからなかったとのこと。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
16	R7.7.8	市政懇談会	松園	商工観光部	商工労政課	雇用の場の確保について	日本全体で人口が減少している中、花巻市においても年々人口が減少しており、今後更に減少していくことが予想される。高校大学を卒業後、花巻市を離れて就職することが少子高齢化の要因であり、問題解決のため、花巻市に雇用の場を確保することが重要と考える。若者が花巻市に住んで、地域や近隣の地域に勤めて生活する流れが出来ればよいと思い、次の3つについて伺う。 ①花巻市における工業団地の数と工業団地内の事業所数の推移について ②従業員数の推移について ③現在行っている支援策や今後について	花巻市内の産業団地は、造成中の花南産業団地を除き15か所あり、現在の立地企業は70社ある。分譲面積は190.1haで、そのうち分譲面済面積は182.5ha、分譲率は96.0%となっている。主な産業団地としては、二枚橋地区にある第一工業団地は隣接するテクノパークを含め面積53.7ha、立地企業数は18社、北湯口地区にある第二工業団地は面積45.8ha、立地企業数は10社、いわて花巻空港に隣接する流通業務団地は面積32.5ha、立地企業数は20社となっている。第一工業団地と第二工業団地は岩手県土地開発公社による開発であり、流通業務団地は国の公団による開発である。なお、未分譲用地は第二工業団地に3区画計6.7ha、流通業務団地に2区画計0.9haとなっている。 従業員数については、産業団地内に特化した調査は実施していないが、市が関与して誘致した企業91社に対し昨年7月1日現在で調査を実施しており、91社中81社から回答があった。調査結果は、正規雇用者数3,303人、非正規雇用者数1,695人の計4,998人であり、このうち外国人は技能実習生を含み68人であった。 国が概ね5年に1回実施する経済センサスによると、花巻市内の事業所数は減少しているが、従業員数は増加している。また、花巻公共職業安定所の資料によると、各年度の4月から3月までの年度平均有効求人倍率は平成26年度から常に1倍を超えており、花巻市では職を求めている求職者数よりも求人が多い状態が恒常化しており、市内には一定の雇用の場が確保されているといえる。県内では北上市に次いで2番目となっている。 市内に進出を希望する企業や事業拡張あるいは移転先を探している地元企業の要望に応えきれていないことから、新たな企業の受け皿となる産業団地として、令和6年3月に開通した花巻PAスマートインターチェンジに近接し、農業振興地域に指定されていなかった実相寺・山の神地区において、約32.9haの計画面積を有する花南産業団地の整備に取り組んでいる。 現在の整備状況については、花南産業団地中央部のB工区、約12.3haを先行して整備しており、昨年7月に8区画の分譲受付を開始し、そのうち造成が完了している4区画のうちの2区画約3.24haについて、本年3月に市内の物流事業者と約4億4百万円で売買契約を締結した。なお、計画によると、その事業者の花南産業団地における総投資額は約55億円、新規雇用予定者数は42名と伺っている。 また、他の6区画については、企業からの正式な分譲協議書の提出・申し込みまでには至っていないものの、関心を寄せている物流業や製造業の企業が複数以上あり、協議を進めている状況である。C工区及びA工区についても、花南産業団地に関心を寄せた企業に対し、整備スケジュールを示しながら、企業側の想定される進出時期を踏まえ、A及びC工区の計画も紹介している状況である。 現在整備を進めている花南産業団地の次の産業団地については、令和元年9月に策定した国土利用計画花巻市計画第二次において、現在整備中の花南産業団地である実相寺・山の神地区と、二枚橋地区、花巻第一工業団地北側の南寺林地区、流通業務団地付近の下似内地区、花巻PASmartインターチェンジ付近の花南地区の5地区を新たな産業団地の候補地として位置付けている。このうち、令和2年度に一部市が造成分譲した二枚橋地区と花南産業団地の実相寺・山の神地区は、都市計画法に規定する用途地域が指定されており、このことにより早期の開発が可能であったことから、二枚橋地区は、その一部を市が造成のうえ大和ハウス工業㈱に売却し、同社において物流施設を設置した。さらに残りの部分についても、同社が市の民間産業用地整備促進奨励事業補助金を活用して独自に造成し、同様の施設を整備したところである。 残り3地区については、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる「農振法」に基づき、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農業振興地域の農用地区域となっており、これらの3地区を開発しようとする際には、このことが大きな課題となる。農地を農地以外の用途に転用するためには、農振法の規定に基づき「農業振興地域の農用地区域から除外」する手続きが必要であり、同法律に定められた、①事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性、代替性及び他法令の許認可の見込みがあること、②農用地区域内における地域計画の達成に支障がないこと、③農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、④農地の利用の集積に支障がないこと、⑤土地改良施設の有する機能に支障がないこと、⑥土地改良事業完了の翌年度から起算して8年以上を経過していること、の6つの要件全てを満たす必要がある。 このうち①の「規模の妥当性」の要件を満たすためには、事業用地として転用する農地面積の算出根拠が必要となるため、農用地区域からの除外を検討する際に、立地する特定の企業の工場や駐車場の配置計画などが具体的に決まっていることが必要であり、市が産業団地として造成した後、立地を希望する企業を募集し、用地を売却するというようなことを目的とした農用地区域からの除外は現行の制度上認められない状況である。 また、⑥の「土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していること」については、現在、本市において平成27年度から令和7年度を事業期間とする国営かんがい排水事業「豊沢川地区」により、用水の取水源である最上流の豊沢ダムの改修を実施しているところであり、この事業の受益地としては二枚橋地区、花巻第一工業団地北側の南寺林地区、流通業務団地付近の下似内地区、花巻PASmartインターチェンジ付近の花南地区を含む旧花巻市の北上川西側地域の農地のほとんどが含まれている状況であり、今後8年間は原則として農用地区域から除外できず、産業団地として整備することはできない。 以上のことから、花巻市内においては、都市計画区域の用途地域内に大規模な用地を確保できる場所が少なく、平場の農地のほとんどが農業振興地域農用地区域となっているため、産業団地を整備する場所がほとんどない状況である。 その他の雇用確保対策としては、高度な技術を保有する研究開発型企業及び新規事業を展開しようとする企業を育成し、新たな雇用の確保を図るとともに、特色のある新事業の創出及び地域産業の発展のため、「花巻市新事業創出基盤施設」として、「花巻市起業化支援センター」、「花巻市ビジネスインキュベータ」、「花巻市賃貸工場」の計3つの施設を設置している。 各施設には入居施設としての機能が備わっており、花巻での事業展開を計画し一時的に活動拠点が必要な企業や起業化を自ら実施しようとする方に、貸研究室や貸工場を提供している。専任のコーディネーターが常駐し企業支援を実施し、市内での事業展開へ向けて支援を行っている。 なお、市内で既に事業展開をしている企業については、製造業や建設業をはじめ宿泊業、医療・福祉・介護関連など幅広い業種で人材確保が困難な状況であるとお聞きしており、人材確保を支援するため、就職ガイダンス等への出展経費や求職求人サイトへの登録掲載費、求人を目的とした広報ツールの制作費等、人材確保・定着を目的とした事業に要する経費に対し補助金を交付するとともに、人口減少も視野に入れ、既存業務の省力化に資する製品や設備、ソフトウェアの導入等、人手不足解消のための省力化に係る経費に対する補助金の交付している。 その他、市内企業の人材確保を支援するため、自社の魅力発見・発信力の向上セミナー、職場定着セミナー、高卒新卒採用セミナーを開催した。今年度は、外国人材雇用に関するセミナーも開催予定である。 高校生や既卒等の職を求めている方々に市内企業を知っていただくため、市内企業のWeb検索サイト「おしごとNAVI花巻」を令和5年2月より公開しており、求職者が市内にどのような企業があるのか企業名や業種などで検索が可能となっているほか、企業の情報発信のツールとして活用いただいている。 加えて、高校生を対象に、市内企業に興味を持ってもらい、将来の職業選択のきっかけづくりの機会とするとともに、市内企業の人材不足解消の一助となるよう、市内企業見学バスツアーや市内企業合同説明会を開催するとともに、東京圏や県外からのU/IJターナー向け支援を行っている。 本年度からは、日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還義務があり、令和7年4月1日以降に市内に本社または本店がある企業に新たに常用雇用されるか、「ユースエール認定」「くるみん認定」「えるぼし認定」「いわて女性活躍企業等認定」「いわて子育てにやさしい企業等認証」「いわて働き方改革推進運動」のいずれかを受けている、または参加している企業に新たに常用雇用され、市内に5年以上定住する意思のある方を対象に、奨学金の返還に対する花巻市日本学生支援機構奨学金返還支援事業補助金を新たに実施し、市内への定住と市内企業への就職の支援を行っている。 就職や仕事に関する相談窓口として、花巻駅前のビジネスインキュベータ内にジョブカフェはなまきを開設し、若年者に限らず求職者であれば年齢問わず利用することができ、キャリアコンサルタントが応募書類作成指導や面接指導等を行っている。 商業に関する支援としては、中心市街地エリアの未活用店舗を活用して新規創業事業を行う方へ改装費等の一部を補助するとともに、創業後一定期間の間、経営指導に関する費用も助成している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R7.7.8	市政懇談会	松園	地域振興課	地域づくり課	地域づくり交付金について	日居城野地区コミュニティは松園町1区から5区に新田が加わり6地区で構成されている。盆踊りや運動会をコミュニティ地区として取り組もうと考えている。盆踊りや運動会での参加賞や記念品には交付金と使用することはできないと以前伺っていたが、一番経費がかかるのはそこである。 地域に若い世代もいるが、自治会入会を拒否する方もいる。また、高齢あるいは経済的な理由で退会される方もいる。自治会費だけでは立ち行かなくなるのではないかとということで、できるだけ交付金を活用させていただきたい。	【地域づくり課長】 コミュニティ地区で運動会や盆踊りを実施することは、親睦を深めるという意味でもとても良い取り組みだと思う。以前お話があり、地域支援監よりご説明をしているところであるが、地域づくり交付金は地域づくり交付金交付要綱、地域づくり交付金事務処理要領において、交付の対象について定めている。地域づくり交付金の使途は補助金(公金)の観点で考えなければならないと思っている。ここで私が交付金の使途の良し悪しを一方的に決めることは出来ない。記念品や参加賞なども額の程度や内容もあろうかと思うが、この点も皆さんと一緒に考えたい。他のコミュニティ会議にも聞くことが大事であると考えている。改めてお話を伺いたいと思う。 【地域振興部長】 一度持ち帰りをさせていただき、その上で相談をさせていただきたい。 【地域づくり課補足】 不特定の方或いは構成員全員に対する配布物、例えば参加賞的な景品等を購入し参加者全員に配ることは、交付金のばらまきになってしまい公益上、使途として認められないこととしており、これまでもコミュニティ会議に説明をしてきたところである旨を説明し、ご了承いただいた。
18	R7.7.8	市政懇談会	松園	建設部 農林部 財政部	建築住宅課 農村林務課 資産税課	空き家について	昨年の市政懇談会で話題になった空き家についてだが、私の地区でも空き家が増えてきている。草が背丈以上になり敷地外にはみ出していたり、野良猫が住みつき近所が困っている。 野良猫については、保健所に相談している。近くで熊が出没しているので、空き家に住みつかれたら困る。 市や法務局に行き空き家の持ち主を探し、固定資産税を払っている人に連絡をとってほしいと伝えたが、できないと言われた。	【建設部長】 空き家についてご相談をいただいたときには、職員が現地に行き、草の繁茂等の状況を確認する。しかし、空き家というのは個人の持ち物であり、市役所としてできることは限られている。固定資産税の支払い通知に、空き家対策のチラシを同封したり、空き家について相談があった場合は個別にお知らせをしている。まずは、持ち主に改善をしていただくことが大事だと思っている。 例えば倒れてきて道路が塞がれているなど周辺に迷惑をかけている空き家については、次の手段として特定空き家の法理に基づいた、認定を行い対応していくことになる。個人の財産であることから、市が直接介入し取り壊すことは難しいが、1件事例がある。上町の空き家で崩壊し壁が剥がれ落ち、通行人にあたってしまう可能性があり、持ち主に経済的能力がなく改善が見込めないことから、様々な手続きをして約10年をかけて対応した。個人の財産である以上、市としてできることは限られているが、相談があった場合は持ち主に改善を求めていくということで、対応していきたい。 お話の空き家については、具体的にお話を伺い担当に伝えたいと思う。 【副市長】 部長が話した通り、個別に場所を教えていただき、現地を確認させていただきたい。 固定資産税の通知には、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、広報にも掲載している。専門家の方にお話しができる空家相談会も毎年開催しているので、周りに空き家を所有している方がいらっしゃったら相談会があることをお知らせしていただければと思う。 松園町のコメリ付近でクマの目撃情報があった。今年は目撃情報が多く、先日北上市で痛ましい事故がおきた。空き家に限らず、皆様の庭に不要の柿や栗の木がある場合、その木の伐採にかかる費用の補助をしているので、活用していただければと思う。農村林務課が担当しており、鳥獣被害を防止するため電気柵の購入補助も行っている。
19	R7.7.10	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	昨年の市政懇談会の場においては、第2次花巻市まちづくり総合計画(前期アクションプラン)に掲げる施策の「地域コミュニティ活動の充実」の課題解決に向けて、コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため、団体の役割について今後具体的に検討するとのことであったが、進捗を伺う。 昨年8月に全コミュニティ会議を対象に実施した「各コミュニティ会議における状況等の確認調査」の結果について併せて伺う。	ご質問の「コミュニティ会議や各種団体等の負担軽減のため、団体の役割の検討」については、現在、解決の手立てについてまとめることができていない状況にあるが、地域づくりのために活動しているコミュニティ会議や自治会・町内会などの方々のためには、各種団体の負担軽減や団体の役割分担の検討を進め、その方向性を示すことが必要であると認識している。できるだけ早く皆様に考え方を示したいと考えている。 また、昨年8月に全コミュニティ会議を対象に実施した「各コミュニティ会議における状況等の確認調査」の結果については、昨年の市政懇談会の際に会長から要望があった、コミュニティ会議の会長のあて職の状況、各コミュニティ会議の役員が地域団体等の会合に出席しているさまざまな会議の数などの多忙化の状況、コミュニティ会議の中に設置する専門部会などの開催状況について、実態調査を行った。調査方法は、各地域支援監が中心となって、各コミュニティ会議へアンケート形式で実施した。 調査内容は、6項目について各コミュニティ会議から回答をいただいた。全体の調査結果としては、設問の1つ目「会長があて職で委員等に就いている団体数」について最多で21団体、平均で5団体という状況であった。設問の2つ目「会長があて職となっている団体における年間の会議の出席の件数」は、最多で年間68回、平均で会長ひとりあたり年間16回を超える会議へ出席しているということである。このことから、地域によっては、地域づくり分野だけでなく、農業や商業関係、防犯や交通安全、学校関係の各種団体等への出席も多い状況であり、コミュニティ会議の会長がさまざまな会議へ出席されていることが分かった。設問の3つ目「あて職となっている会議のうち報酬等の支払いのある会議の回数」については、会長出席会議の平均16回のうち日当や交通費等が支給されているのが平均4.4回であり、主催者側から費用弁償が出る会議は少ないことが分かった。また、設問の4つ目「コミュニティ会議における専門部会の数」、5つ目「コミュニティ会議の専門部会の会議の回数」、6つ目「その専門部会の会議出席者数」までの結果は、コミュニティ会議の中に設置されている産業部会や教育振興部会などのいわゆる専門部会の数は、平均で4.6部会(およそ5つの部会を構成)となっており、その専門部会の会議開催回数は年間平均14.4回であった。このような部会には、平均9.4人の部会員が毎回会議に出席しているという状況を把握した。 次に、大迫地域では、会長があて職で委員等に就いている団体の数とその会議件数は、大迫地区コミュニティ振興会が15団体、会議件数は64件、内川目コミュニティ会議が5団体、会議件数は20件、外川目地区コミュニティ会議が6団体、会議件数は26件、亀ヶ森地区コミュニティ会議が8団体、会議件数は20件となっており、大迫地区コミュニティ振興会が突出して多い状況であった。 専門部会の関係では、大迫地区コミュニティ振興会では5つの部会があり、合計で25回の部会の会議が行われ、全体では平均して6人程度の部会員が出席していることが分かったほか、会議の開催数は、全体の平均が14回であり、平均に対して10回ほど多いということが分かった。 この調査により、あて職で出席している団体や会議の回数や専門部会の設置状況などから多忙化の状況についてコミュニティ会議それぞれの違いを把握できたが、各コミュニティ会議によって相当の差があることも分かったことから、コミュニティ会議役員等の負担軽減にむけて、地域の中の類似した団体や、その活動や事業の整理・統合を進めるに当たり、地域にある各種団体ひとつひとつについて、その成り立ちやその団体の役割、その重要性について、さらに掘り下げて調査を深めていくこと、各種団体からお話をお伺いしながら検討していくことが必要であると考えており、さらに各コミュニティ会議からより詳細な内容を伺いたい。 なお、振興センター等の来年度以降の指定管理業務に関する打合せのため、「市とコミュニティ会議との協議の場」を予定しているが、併せて、コミュニティ会議の多忙化に関する調査結果の詳細などについても報告をしたいと考えている。 地域づくりは、地域の実情が重要で、市として画一的な方針を示すことはなかなか難しいものと考えており、それぞれの地域の歴史や考え方に配慮しながら、また地域の方々のご意向を尊重しながら方向性を検討していく必要があると考えている。今後の動きについては、各コミュニティ会議の会長があて職となっている団体をきちんと把握する必要があることから、各コミュニティ会議に伺い、個別に聴き取りを行いたいと考えている。
20	R7.7.10	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	会長があて職で委員等に就いている団体の会議回数について先ほど回答いただいたが、例えば、イベントの実行委員に就いた場合イベント当日は準備に従事しなければならないが、今回の調査対象にはなっていない。こういった事も会長に直接話を聞かないと実態が分からないのではないか。 また、昨年度に各コミュニティ会議では就業規則や個人情報保護などの規定をつくったが、不慣れな事務であるのでコミュニティ会議ごとで作成させるより、行政が27つのコミュニティ会議にそのまま適用する規定案を作成してもらえれば早いのではないか。コミュニティ会議会長への報酬金額も異なっており、役員の会議出席の手当1,000円も平成22年度から増えていない。 これらについては、コミュニティ会議の会長を集めて話し合っていたさき、早く調整をしてもらいたいのが考えを伺う。	【地域振興部長】 大迫地区コミュニティ振興会は、既に地域で課題について取り組んでおられる。市の関係機関、市が願っている団体等とまずは調整を進めたいと考えている。他の団体との調整は少し時間を頂き、会長と話し合いながら進めてまいりたい。 【市長】 本件に関しては、他のコミュニティ会議でも話題になった。 まずは、市内部でどのような課題があるのか考えうえて、どのような会議を開いて誰と話をしていた方が良いかを検討しないといけない。各地域からも団体に参加していただいているため、コミュニティ会議の会長以外からも話を聴いたほうがよいと思う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
21	R7.7.10	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	コミュニティ会議の事務局職員の給料も上がらない。指定管理を受けても5年間変わらない。このため、会長は職員が辞めないよう考えないといけない。また、コミュニティ会議会長の負担が大きいと次の人に会長をお願いすることもできない。 仮にコミュニティ会議と自治公民館が会議する際、自治公民館に対して更に人を出してほしいと思ってもそれも出来ない。 それから、自治公民館館長にも報酬があった方がよいと思うが、事務取扱要領にはその規定がないのでコミュニティ会議からは出せない。これを改正すれば支払えるようになるが、こういったことを話し合ってひとつひとつ解決していかないといけないのではないかと。	コミュニティ会議の職員の給料は、基本的に指定管理料で支払っている。 指定管理料で支払う給料の見直しは、指定管理期間の変更の時に行うという事であったが、給料の分については指定管理料とは別に支払うことも含めて検討するよう指示している。 市では、各コミュニティや地区からの意見等を聞いているので、まず課題をリストアップしてコミュニティ会議と話し合い、他に問題がないのかも確認して、コミュニティ会議で話をするものなのか、それとももっと小さい地区で話をするものなのかなど、どの様に話し合えば良いかが分かってくるので、それによって話し合いを進めることが良いと思っていることから、担当部はしっかりと取り組んでほしい。
22	R7.7.10	市政懇談会	大迫	地域振興部	地域づくり課	今後の地域コミュニティ活動のあり方について	コミュニティ会議からの報酬に関しては、地域づくり交付金の事務取扱要領では役員報酬は会長だけとなっている。 地域づくり交付金の総額を増やしてほしいというのではなく、副会長あるいはコミュニティ会議を支えている自治公民館にも報酬を支払えるようにしていただきたいと思う。例えば、あて職の場合であっても副会長が分担できることもあるのではないかと。	とても良い意見だと思う。交付金の総額を変えずに、それぞれのコミュニティ会議が交付金の使途について柔軟性をもって決めるということだと思うので、この件も課題のリストアップに入れて検討するようにしたい。
23	R7.7.10	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	全国神楽大会について	来年、令和8年は早池峰神楽が国の重要無形民俗文化財に指定されて50周年の記念の年にあたる。 昨年度の市政懇談会でも「第2次花巻市まちづくり総合計画のアクションプランにも掲載されており実施する方針」とのことだが、開催を来年に控え、どのような計画としているのか、具体的な内容を(開催時期、会場、出演団体等)伺う。	全国神楽大会は、昭和51年5月4日に早池峰神楽が国の重要無形民俗文化財第1号に指定されてから20周年にあたる平成8年度に、大迫で初めて開催したもの。以降、10周年毎にこれまで3回開催してきた。この間、早池峰神楽は、平成21年度にユネスコの無形文化遺産に登録され、人類共通の文化遺産として世界にも認められるところとなった。 令和8年度が早池峰神楽の国指定から50周年にあたるため、市では全国神楽大会の開催に向けて企画検討を進めている。 開催場所については、初回から全ての大会が大迫地域の愛宕山公園グラウンドで行われていることに加えて大迫地域が早池峰神楽伝承の地であることを踏まえ、早池峰神楽岳神楽保存会と早池峰神楽大償保存会にも意見を伺ったところ、両団体から「国指定を受けてから50年間大迫地域の方々に早池峰神楽を守ってきていただいたところであり、ぜひ大迫地域で開催してほしい」という意向が示された。このため、大迫地域での開催を軸に検討している。 会場については、平成28年度の「全国神楽大会ハヤチネ2016」の集客数が1日目1,059人、2日目1,573人、合計2,632人であったことから、会場の選定にあたっては、過去の大会会場であり約1,500人の集客を見込める愛宕山公園グラウンドと毎年秋のワインまつりの会場であり約1,000人の集客を見込める大迫多目的広場(カントリープラザ)の2カ所に絞り込んで検討してきた。 しかしながら、愛宕山公園グラウンドでは、約1,500人分の客席を覆う大型テントに加えて新たに舞台を設ける必要があり、人件費、物価等が高騰している現状においては、大型テントや舞台などの会場設営費を含むイベント開催に要する経費が大きく嵩むことから、前回と同様の開催することは難しいのではないかと考えている。 このため、現時点では、集客規模を縮小するものの、秋のワインまつりの会場としている大迫多目的広場を会場の第1候補としている段階である。 開催時期に関しては、大型テント等の設営が可能な時期を考慮して8月下旬から9月上旬を検討してきたところであり、現時点では9月5日、9月6日を第1候補としている。 出演団体は、前回の大会では2日間で18団体の公演が行われたことを踏まえ、今回も同規模程度を検討している。今後においては教育委員会の文化財担当を協議しながら、年度末までには出演候補団体を決めたいと考えている。
24	R7.7.10	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	全国神楽大会について	大迫地域でやることのメリット、デメリットがあると思うが、検討において大迫地域以外で開催することの案は出なかったのか。	以前、ユネスコ登録記念として花巻総合体育館で開催したことがあった。屋内での開催のため雨等の心配はなかったが、やはり大迫地域で開催することについて神楽団体から意見を伺い考えたところである。
25	R7.7.10	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	全国神楽大会について	合併前は、大迫町役場職員総出で従事したほか、商工会の方々、ボランティア・大迫高校生徒の方々など多くの関係者の協力で開催することが出来た。 大迫総合支所に勤務する職員だけでは足りないと思うので、他の部署職員の応援も得ながら成功に結び付けてもらいたい。	当時の記録では、大迫町役場職員が全てを担当して実行した様子である。現時点では、委託できるものは委託したいと考えている。もちろん、本庁等の他部署職員や地域の方々やボランティアの方々からのご協力もいただこうと思っている。
26	R7.7.10	市政懇談会	大迫	大迫総合支所	地域振興課	全国神楽大会について	屋外でテントを張って開催するということであれば、どうしても荒天のリスクがあると思う。 万全の対策をとってほしいと考えるがどうか。	屋内とする検討では、県立大迫高等学校の体育館も検討したが、どうしても600人程度しか収容できなかった。600人の収容人数は少ないと判断し、1,000人規模の収容が見込める大迫多目的広場での開催を考えた。ただし、開催するたびに雨にあたっているという実績があることから、その点も踏まえて準備していきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
27	R7.7.10	市政懇談会	大迫	地域振興部	防災危機管理課	6月29日の防災訓練について	6月29日の防災訓練で参集した避難所連絡員のうち地元の職員は1人の様子だった。住民としては、出来るだけ地元の職員がいてほしいと思う。 また、訓練中、動作が緩慢で緊迫感が感じられず、有事の際の不安を感じた。各自自主防災会も真剣に訓練に臨んでいた中において訓練中の意識のずれがあったのではないと思うが、どのように捉えているか伺いたい。	【地域振興部長】 今回の防災訓練にご参加ご協力くださり感謝申し上げます。また、配慮が足りず大変申し訳ない。 【市長】 要支援者が自主防災組織で作成した避難計画どおり指定緊急避難所へ避難していただくことが出来るかを試すための訓練であったが、課題が多く残った。 今回の防災訓練は、昨年の稗貫川で急激に増水が発生した際の経験を踏まえての実施である。南から雨雲が発生し大雨が降るとの予測だったが、気象台の予報が外れた。その日は、午後3時過ぎに避難指示を出す準備を進めていたものの、その後豪雨を降らせる雨雲が北上してくる気象台の予報がなくなったと知らされ、直前に避難指示を出すのを取り止めた。 稗貫川では、あまり避難の時間を確保することができないのではないかと痛切に感じた。避難指示を出したときに、避難する時間がかなり限られた中で自主防災組織が要支援者の避難計画を作っていても実際に避難が出来ないのではないか、稗貫川の特に八重畑地区や、土砂災害警戒情報が発令される田瀬地区と内川目地区を中心に、徹底的に自主防災組織が作成した避難計画を見て、実際に避難する訓練をしてほしいと防災危機管理課に依頼した。 稗貫川が氾濫するかもしれないというときの危機感、住民の命を守り切れなかったかもしれないという怖さを持っていた割には、避難所連絡員に地元の職員が1人しかいなかったことや、避難の対象がどの様になっていてその人がどこに避難することになっているのか、また、避難には消防団を動員することになったが、具体的にどのように動き方をするのかを掴まないまま訓練を行うことになってしまった。大変申し訳ない。 消防や自主防災組織と集まり、避難計画を早く見直しする必要がある。
28	R7.7.10	市政懇談会	大迫	大迫総合支所 地域振興部	地域振興課 防災危機管理課	福祉施設の避難訓練について	大迫地域は、川沿いに集落があり、福祉施設も川沿いにある。福祉施設での避難訓練も必要だと思う。 大迫総合支所隣接の福祉施設では、施設周辺の高台は大迫総合支所であるため、総合支所2階に避難することについて年1回程度の避難訓練が出来ないか。	総合支所も川沿いにあるため、避難場所に指定することは出来ないが、他の施設へ避難する計画としていてその場所に避難できない場合に、やむを得ず総合支所の2階へ避難するということと考えられる。 コロナ禍前、都南の福祉施設で、車を使って他の施設へ避難する訓練を行っていた。同じように訓練してみようという事は良いと思う。全体の訓練とは同じときではなくて良いので、防災危機管理課と相談して考えてみてほしい。
29	R7.7.14	市政懇談会	八日市	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 地域振興課	過疎化、高齢化に伴う班編成の見直しについて	八日市地区は、年々と高齢化が進んでおり、独居老人世帯も目立つようになった。限界集落ともいえる行政区もあり、今後の行政区内のとりにまとめなど、方向性について良きアドバイスがあればお聞かせ願いたい。 具体的には、班の輪番制で選出している地区内外の役員を選出するのに苦慮しており、これを受けて班編成の見直しを検討する行政区がある。市内の他地域の状況や、実際に班編成の見直しを実施した地域があれば、事例をご紹介いただきたい。	【石鳥谷総合支所長】 八日市地区では行政区内から選出する、例えば行政区長やスポーツ推進員のような役員については、班の輪番制で選出されてきたものと伺っている。現在、班の状況として、世帯数が少なくなってきた、高齢世帯が増え、引き受けられる世帯が減ってきてしまった、他の役員になっているなどの理由から順番が回ってきても選出が難しく、班編成の見直しを考えたときに、地理的なことやこれまでの班の関わりを考えたときに変えたくないという状況であると同っている。 班編成の見直しは、地域の実情にあわせて、地域の中で検討することが大切であるとは考えているが、役員の選出にあたっては、例えば2つの班の範囲から選出することにより、班編成の見直しをせずに選出対象世帯数を増やすことが可能ではないかと考えている。 また、他の事例として、石鳥谷第4区自治会では、行政区内の4つの町内会が連合して公民館活動を行っており、行政区長への推薦依頼があった各種委員は、輪番制ではなく、自治会役員と各町内会の代表が集まり人選していると同っている。 少子高齢化の課題は八日市地区のみならず花巻市全域における問題であると捉えており、今後、石鳥谷総合支所において、石鳥谷地区の区長会議や自治公民館連絡協議会の役員会でも話題として取り上げ、地域の好事例を聞きながら問題解決へ向けての取り組みを行っていきたい。 【地域振興部長】 少し広い話になるが、今後の行政区、自治会など地区のコミュニティの課題として、大きくは、役員のなり手の不在、若者の地域参画がない、地域人口の減少の3つが挙げられている。 地域住民の高齢化、世帯数・住民数の減少という課題は、現実的な問題であり、今後大きな課題になるものと考えており、役員のなり手がいないという課題を耳にすることが多くなった。役員のなり手がいない背景については、実際に地域住人がいない場合もあるが、地域には多くの団体組織があり負担感が増し、役員になることを敬遠している場合も多いと考えられる。負担を軽減する手段として、市が大きく関与している防犯協会などの団体組織であれば、再編統合などの見直しを検討することで、負担軽減の糸口もつかめるのではないかと考える一方、農家組合などの地域独自の団体組織については簡単ではなく、市が介入するのは難しいことと認識している。 また、世帯数の減少が大きい場合は、自治会自体の再編統合を考える必要が出てくると考える。再編統合などを検討する場合は、市が強制的に枠組みして主導するのではなく、その地域の住民の皆さんの意見や考えが尊重されるべきであり、慎重な検討が大事だと思う。市も皆さんと一緒に考えていきたいと思う。 市では、7月中旬ころからすべてのコミュニティ会議を訪問してご意見を伺うことを考えている。その中では、コミュニティ会議の運営における課題として、コミュニティ会議の会長の多忙化の問題、振興センター等の指定管理業務における課題などについて、また地域づくり交付金の使途に関する意見や要望、地区内の自治会等の組織運営についての課題などのほか、さまざまなことを伺うことを考えている。 とりまとめたのちには、皆さまにフィードバックするとともに、具体的に市として今できることなどを整理して課題の解決に向けて考えてまいりたい。 【市長】 地区によって違うと思うが、私の住んでいる北湯口第2行政区では、行政区の下に班があり、私の班は15～16世帯である。地区内外の役員を選出することに関して、私が住んでいるところは、その地域以外から来た方が多いということもあるかもしれないが、例えば農家組合や民生委員などを班で推薦するという話はそれほどなく、ほとんど北湯口第2行政区で選出している。
30	R7.7.14	市政懇談会	八日市	地域振興部 石鳥谷総合支所 健康こども部	地域づくり課 地域振興課 健康づくり課	過疎化、高齢化に伴う班編成の見直しについて	八日市地区は7世帯～26世帯で班を編成している。 役職は消防関係、農家組合、体育協会、保健推進委員、神社の役員など5～6つあると思う。 高齢の1人世帯もあるので、選任できない人もいる。結局は60～70代の人を選任し、一人が2つ3つの役をしている人もいる。	このことについて、以前から話題になっていて、各地区、地域から選任してもらわなくてもよいのではないかと、あるいは各団体からの推薦は必要ないのではないかとすることをたずねたが、選任はいらないという団体はひとつもなかった。 先程話があった班を統合することは、ハードルが高く、班を統合して広げてしまうと、例えば一斉清掃の範囲も違ってきて、和気あいあいとしていたのが崩れてしまう可能性がある。 いくつかの班で選出できる役職をお互いに分担しあい、例えば、今まで行政区内の4～5つの班で4～5人出していたところを2人にするような仕組みを作ることはできるのではないかとと思う。私も以前からこのような場で話しているが進んでいない。 なかには減らせない業務もあり、民生委員・児童委員は国や県から割り当てがあり、そこを花巻だけ半分に減らすことは出来ない。国や県から割り当てがある団体は難しいと思うが、花巻市の団体であれば考えていく必要があると感じている。 【健康づくり課追記】 各行政区から任期を2年とする保健推進委員を選出いただくにあたり、高齢化や労働年齢の延伸により役職を受けていただける方が少なく、苦慮している現状を伺っているところであり、令和4年度から保健推進委員の定員数を361人から290人に見直しを行ったところである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
31	R7.7.14	市政懇談会	八日市	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 地域振興課	過疎化、高齢化に伴う班 編成の見直しについて	11区では昨年、班編成見直しに向けて行政区 内でアンケート調査を実施した。結果は時期尚 早ということで、一番問題だったのは神社の総 代選出であった。 各団体等は、市に対してなくしてもらいたくな いというのが実情だと思うが、市に協力してい る団体の再編成を検討してもらわないと、根本 の数が減らないと思う。 また、選出の際は、人数割で選出人数を決め てもらえばいいともっている。	いずれにしても、その団体の承諾を得ないと、選出人数を変更できない。市でのあて職は、それほど人数はないと思う。例えば防犯協会であれば、警察が関係しており、市から警察に対して必 要ないとは言えない。 この団体とこの団体を一緒にしたらどうかという案をつくれるのであれば、必要に応じて市長が団体に対して話すことも考えられる。例えば農家組合等は別にして、市の方でお願いしているもの について考えるべきなのだろうと思う。 班を統合するのが一番いいが、市の方で統合してくださいとは言えない。班の統合については、地域の皆さんで話し合っていたき、市の方で説明が必要な時は行って説明をする。 人数割で減らしていくことも、それぞれの団体に相談しないといけなが、ある程度考えがまとまれば話はできると思う。 この地区であれば、地域振興部だけではなく、石鳥谷総合支所も話し合いのお手伝いをして、決めていただきたい。何年間も私は同じことを話しているので、進めていく必要があると思う。
32	R7.7.14	市政懇談会	八日市	地域振興部 石鳥谷総合支所	地域づくり課 地域振興課	過疎化、高齢化に伴う班 編成の見直しについて	12区は、区長、農家組合長、公民館長は、班 周りの輪番制でやっている。任期2年なので、 次に就く人が副に就いて勉強し、責任を取る準 備をする。 私の6班では現在6世帯、12区で少ないところ は、実働3世帯くらいのところも出てきている。 班の統合について、2つの班を1つにしても集 金業務の対象世帯が増えてしまい、働いている 人や不在にしがちな人に3回も4回も集金に行 くのは大変である。 私どもの班では一括して班長が集め、集金依 頼がきたらそこから支出し、最終的には、年間 でこのように使ったと報告している。 今までのお話聞いて、その役職が行うことが 何かわからないというのがあるのではないかと 思うので、役職ごとに役割をリストアップしてい れば、そんなに難しい問題ではないのかなと思 う。	発言なし
33	R7.7.14	市政懇談会	八日市	建設部 財務部	建築住宅課 資産税課	空き家問題について	全国的に話題になっている空き家問題だが、 当地区でも増加傾向にあり、景観、防災の観点 からも、地域住民が不安を感じている。 数年前にも、同じテーマを掲げたが、2023年 に法改正があり、花巻市の対応にも変化があっ たか同う。 奥州市では6月に行政代執行が実行されてお り、紫波町では民間事業者との連携協定を締 結していると聞いている。 実際の対応などの事例があればご紹介いた だきたい。	【建設部長】 令和6年3月31日時点で、市で把握している市内の空き家の件数は1,115件あり、そのうち八日市地区では15件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基 に、その後市で毎年更新をして累積していたものである。そのほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理は、原則的に所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっているが、市においても、空家等対策の推進に関する特別措置 法の規定に基づき、花巻市空家等対策計画を策定し、空き家の適切な管理・促進に取り組んでいる。具体的な取り組みとして、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認 識していただくため、毎年送付する固定資産税の納税通知書に、所有者等の責務に関するチラシを同封し、空き家対策、問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道 路などに草木が越境したり、空き家にハチが営巣しているという通報があった場合は、市の職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付している。その際は、空き家 バンクへの登録、草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫駆除事業者の一覧などを同封して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知してい る。 空き家の所有等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば保安上危険な状態、または衛生上有害な状態となるおそれのある空き家については、空家等対策の推進に関する特別措 置法の規定に基づき、特定空家等に認定し、空き家の所有者等へは正するよう指導し、それでも改善されなければ勧告をする。それでも改善がされなければ改善命令を市から出し、その上で改 善が見込まれない場合、行政代執行を行うという流れで、法的措置等をとることになっているが、行政代執行は個人の財産に市が直接手を入れることになり、特に大きな費用もかかるので、その 費用回収が見込まれないことがほとんどであり、特定空家等の認定は慎重に対応する必要があると考えている。この話題は令和5年度の市政懇談会でも同じような説明をさせていただいてお り、特に変わった対応はない。 令和5年12月に施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の中では、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家 等を、管理不全空家等と位置づけ、特定空家等になる前の段階から、所有者等に対して指導や勧告をすることができるようになった。勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、地方税法の規定に 基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないことになる。 市では令和8年度から次期花巻市空家等対策計画にこれらの決まりを盛り込むため、管理不全空家等の認定に関する判断基準などの作成準備を進めているところであり、現在のところ対応の 事例はない。 【市長】 昨年、奥州市で行政代執行して建物を解体したという話があったが、花巻市も上町のビルを行政代執行をして解体した。解体後の空き地は花巻市が差し押さえをしており、公売をすることにな る。仮に買う人がいても売却額は400万円程でしか売れないという試算である。所有者は破産手続きをしており支払い能力がないが、放置すると通行人が被害を受ける可能性があり危険だという ことで、花巻市が1億4000万円をかけて解体した。 土地の価値が高い場所の建物であれば、行政代執行で解体し土地を売って回収するということを考えられるが、花巻市はそのような場所は少なく先程の上町ですら1億4000万円かけて解体し て、400万円でしか売れないという状況である。特定空家等に認定すると、改善が見込まれない場合は行政代執行を行うことになるため、認定は慎重に対応しなければならない。 特定空家等のほかに管理不全空家等というものがある。管理不全空家等に認定され、指導や勧告を受けても対処を行わず、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外された場合、固定資 産税が最大で約4倍に上がることになる。しかし、例えば先程の破産した方ではないが、管理不全空家等に認定しても、固定資産税が払えない状況の方もいる。また、納税義務者である相続人 が県外に住んでいて、花巻市内の既に亡くなった両親が住んでいた空き家が管理不全空家等に認定され、固定資産税が倍以上の額となってしまうと毎年支払うのが難しい方もあると思われる。 このような理由のため、法律が変わったがまだ適用の状況がない。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
34	R7.7.14	市政懇談会	八日市	建設部	建築住宅課	火災で被災した家屋について	石鳥谷医療センター前の火災で被災した家屋の ことについてだが、毎日前を通して見る度に 景観の観点からも非常に問題だと思う。市で対 応はなにかしているか。	【建設部長】 昨年11月に火災があり、現在の状態になっている。先週に少し崩れて、県道の交通に支障がないように、県の方で交通規制の処置をとっている。 火災の現場も空き家と呼べるのではないかとということで、先ほど説明した内容で手続きを進めることを考えてはいるものの、個人の財産であるということには変わりがない。 先ほどの上町の事例は、代執行に至るまで、8年ほど手続きを要した。法的な手続き等、個人の財産に手を入れるというのは慎重に対応する必要がある。 しかしながら、景観上、目の前の県道に崩れたときの危険性と衛生上の問題があるということについては、市としても十分認識しているところで、どのように処理するかについては、法律の専門 家に相談しどのような対応ができるかを検討している状況である。 非常に時間がかかっていて、皆様には不快な思いをさせている状況であるが、財産への処置については、様々整理していかなければならないことがあるということをご理解いただきつつ、市とし てもできるだけ早く何か対応ができないか検討しているところである。 【市長】 法律上の権限が花巻市にあるかどうかというのは最後の手段である。花巻市が解体していいと所有者本人が承諾していただければ、所有者に代わって解体し、本人に解体費用請求する。市と 所有者と話し合いは何度かしているが、建物の近くにあるものは、ごみではなく使うものであり有価物だと主張しており、勝手に処分するのは難しい。法律上代執行できるのであれば行いたいと考え ている。 弁護士に相談したが、全国的に先例がないため判断が難しく、本人と話し合うことが一番であるとの助言であったため、引き続き所有者とは話し合いをして、解体することを承諾してほしいと考え ている。 周辺住民に迷惑をかけているので、何とかしないといけないという思いである。
35	R7.7.14	市政懇談会	八日市	教育部	教育企画課	石鳥谷地域小学校教育 環境整備に向けた動き について		【教育部長】 今年に入り、石鳥谷の地域協議会や市議会の一般質問でも、石鳥谷地域の小学校にすることがいろいろと取り上げられてきたところで、皆様もお聞きになったこともあると思うが、今どのよう な動きになっているのか、教育委員会として現段階の状況を今年度の石鳥谷地域の各市政懇談会において状況報告させていただきたいということで今日少しお時間をいただいた。 市内全域における児童数の減少はもとより、石鳥谷地域の各小学校の児童数の減少一途をたどっているという状況の中、令和4年度に新堀小学校において、複式学級が発生した。また、八重 畑小学校においても今後更なる小規模化が予見されたことから、まずは小学校に通う児童の直接的な関係者であり、一番子どもの教育環境をみているという保護者の方のご意見を優先したいとい う教育委員会の考えのもと、石鳥谷地域のそれぞれの学校における今後の教育環境を考えていただくために、令和4年11月の新堀小学校の保護者を対象とした教育懇談会を始めとして、石 鳥谷地域の4小学校の保護者及び石鳥谷町保育施設保護者会連合会の役員を対象とした教育懇談会を延べ10回開催してきたところである。 この教育懇談会の場では、花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針や児童数の見込みのほか、小規模校のメリットとして、個々に応じたきめ細かな指導が行いやす いこと、個々の児童の活躍の場を設定できる、人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすい、保護者や地域との連携が図りやすいことなどがある反面、デメリットとして、学校 で進めている協働的な学習活動が難しくなる、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少ない、体育や音楽など集団的な授業・学校行事の種目等で制約が生じる、生徒指 導において人間関係が固定化される可能性がある、教職員の配置が減少し学校運営に支障をきたす可能性がある、PTA活動の保護者1人あたりの負担が大きくなりやすいことなどがあることを 説明した。 令和4年からこれまで開催してきた石鳥谷地域における教育懇談会のいずれにおいても、統合をする方向でのご意見が多かったことから、各校の保護者が検討した学校統合の方向性のご意 向を確認するため、今年1月16日に石鳥谷地域4小学校の統合に向けた各校PTA打合せを開催し、各小学校PTAの代表者から学校統合へのご意見を伺ったところ、苦渋の選択であったと思う が、いずれも石鳥谷地域4小学校を統合するとの意見で一致したところである。 また学校教育法の改正により、これまで小学校6年、中学校3年の6・3制の学校のほか、義務教育学校を含む小中一貫校を選択できるようになったことに加え、教育懇談会や打合せでも、小 中一貫教育に関する質問やご意見があったことから、打合せに参加したPTA役員の方々に対して、まずはこの学校形態について、小中一貫教育も話に出たことから、小学校だけではなく、中学 校の保護者も一緒に検討を行ったうえで、地域の方々に対して説明と協議を行っていくという順番で進めることではいかがと提案したところ、ご了承いただいた。 そのため、中学校のPTAの役員にこの検討に加わっていただくことを協議しご賛同いただいたことから、小中PTA役員から選出された方々で構成する検討組織を立ち上げることとしたところ である。 今年5月27日に各校小中PTAの方から選出いただいた19人の方々のうち15人の参加をしていただき、(仮称)石鳥谷地域学校検討会を開催した。教育委員会からは、これまでの経緯や中一 貫教育や6・3制のメリットなどの概要を説明し、参加した方から、今後の検討会での検討内容や構成員の継続性、統合までの期間やスケジュール、学校の設置場所などに関してご質問やご意見 がいただいたところである。 今後、(仮称)石鳥谷地域学校検討会において、学校形態に関する理解を深めていただいたうえで、石鳥谷地域の小・中学校をこれまでどおりの6・3制の学校とするのか、または義務教育学校 を含む小中一貫校を含む小中一貫校のどれがふさわしいかといった検討をしていただくこととしており、6月25日には、この検討会のメンバーで県内で既に小中一貫教育を実施している大槌学園 と紫波東学園への視察を行い、さらに今週この視察の振り返りの勉強会を進めていく予定である。 教育委員会としては、この(仮称)石鳥谷地域学校検討会にて、学校形態についての一定の方向性を検討し、方向性が定まったら、改めて各小中学校の保護者全体に対して説明と協議を行い、 ご了承いただいた場合は、石鳥谷地域の6つのコミュニティ毎に地域の方々に対して説明と協議を行っていく予定である。 保護者や地域の方々のご意見やご判断を尊重しながら進めていく考えであるのでよろしくお願いしたい。 【市長】 検討会での意見が最終決定ではなく、費用がかかることであるため財政面の考慮した結果、検討会の意見と違ってくることもあり得ることを申し上げる。 今後花巻市内においても、統合が進んでいく可能性があるため、それを踏まえながら検討していかなければならないことを、補足させていただきたい。
36	R7.7.14	市政懇談会	八日市	農林部 石鳥谷総合支所	農村林務課 地域振興課	有害鳥獣について	農作物のイノシシなどの被害が大きくなってき て、生活環境に対してもクマが大きな影響を及 ぼしている。 普通に生活する中でもちょっと怖いところがあ るので、市の方では防除の柵とか補助してい るが、クマ、イノシシに対しては、個体数の絶対削 減が必要になってくると思うので、動物の命を 奪うということになるが、是非、前向きに考えて いただきたいと思う。	山から里に下りたクマを捕獲して山に返してもまたすぐに里に戻ってくる可能性が高く、非常に危険であることから、花巻市では捕獲したクマを山に返さずに駆除している。駆除したことを公表す ると、東京から電話がかかってくるので公表を控えていたが、市民に対して市の取り組みをお伝えしなければならないと考え、広報はなまき8月1日号に掲載する予定である。 わなを仕掛けても捕まらないことが多く、今回の北上市のクマもわなを仕掛けたが捕まらず、最終的に猟銃で駆除した。猟銃を発砲することについて、国が法律を改正し今年秋から施行される。 市街地においても市の判断で猟銃の発砲が可能となった。現在国でマニュアルを作成しているが、詳しい説明はない。 法律が施行となった場合は、猟銃を撃てる可能性が高まるが、施行前に北上市のような状況となり、わなでは確保できず猟銃を撃つ必要が出たときのマニュアルを作成するよう担当課に話し た。警察官職務執行法に基づく警察の許可を得て撃てるよう体制を整える必要がある。20～30mでの距離で、撃った瞬間襲われるので、命がけである。人材をどのように確保するかが問題であ り、花巻市鳥獣被害対策実施隊の中で、猟銃を撃てる人のリストを作成してもらい、駆除事業を行う場合報酬が必要となるので報酬金額についても検討している。必要に応じて警察に許可を得た うえで、市長の判断で撃つということで人命を守っていきたい。 子どもたちを守る取り組みとして、クマが出没した場合は、保護者に車による送迎をお願いしている。送迎が難しい場合は、市の費用負担でタクシーによる送迎を行っている。そのうえで、交通 指導員の方や先生方の安全を守ることも考えなければいけないが、どのように守っていくか現在検討している。特に子供が怪我をしたり、危害を受けることがないように、人命第一に考えていると ころである。 クマの出没情報は毎日のようにあり、今日も4時前に松園で出没したということで、農林部がパトロールを行い、広報活動を行い、学校に6時頃に連絡した。職員間での情報共有をLoGoチャット という、メールのようなツールで行っており、90人近くの関係職員を対象に一斉送信すると、いつの時間でも数分経つと、15+という表示が出る。これは、15人以上の人がもう見ているということで、 そのような体制で対応しているので、是非ご理解いただきたいと思う。
37	R7.7.14	市政懇談会	八日市	教育部	教育企画課	旧八日市小学校につい て	八日市小学校が石鳥谷小学校に統合する 際、タイムカプセルを埋めて、今年の9月に開 ける計画である。 当時の記録写真や、旧八日市小学校の校旗 は、統合した石鳥谷小学校にあるものか。	基本的に、統合した学校に学校資料や校旗を置いている。 八日市小学校が統合したのは45年前で、その時にタイムカプセルを埋めたということだが、そのことについて教育委員会の職員は把握していない。資料等は石鳥谷小学校に保管されていると 思うので、確認してその結果についてお知らせする。 また、学校の先生は何年かが変わるので、八日市小学校時代のことを知っている職員はおそらくいないと思う。一生懸命探すが、探した結果見つからない最悪の場合も想定していただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
38	R7.7.23	市政懇談会	小山田	健康こども部	地域医療対策課	今後の総合花巻病院について	地域医療を守る具体的な取り組みについて伺う。また、令和6年3月に財政支援を行っているが、その後の財政状況(R5～R6)について伺う。	初めに地域医療を守る取り組みについてご説明する。 花巻市の医療体制として、岩手県の保健医療計画において、岩手医科大学附属病院が県全域の高度急性期医療を担い、そして花巻市、北上市、遠野市、西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏における急性期医療を担う中心病院として県立中部病院が位置付けられている。 県立中部病院では、急性期の治療が必要なくなった患者に関しては、長期入院ができず退院していただくこととなり、退院後の転院先として回復期の病院が必要となる。 総合花巻病院は、入院を要する救急医療の第2次救急医療機関として、一部急性期医療も行うが、県立中部病院などの急性期の治療を終えた患者の回復期の受け皿として、或いは地域生活に戻る支援を行う地域包括ケア病棟を備えるなど、本市における中核的な医療機関としてその役割を担っており、本市の地域医療を守るためにはなくてはならない医療機関であると認識している。 そのほかの地域医療を守る取り組みとしては、県立東和病院や大迫地域診療センターの存続・維持について岩手県に強く要望している。 県立東和病院は東和地域のみならず大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域等の住民の「かかりつけ医療機関」として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,700人程度受け入れているなど、地域にとって欠かせない重要な医療機関である。 県立中央病院附属大迫地域診療センターも大迫地域内唯一の医療機関であり、地域医療を支えるために必要不可欠な存在であることから、これら県立の医療機関については、毎年岩手県に対して存続を要望しているものである。 周産期医療については、市 としては、市内で出産のできる環境を守るために、市内産科医療機関に医師や助産師等が就職された際の一時金や、お子さんの保育料や賃貸住宅の家賃、奨学金の返還支援や、医師が単身赴任の場合などの帰省費用、それに医師や助産師等を人材紹介事業者経由で募集した際の経費など様々な補助を行い、医療人材の確保を支援しているところある。 周産期に限らず医師や医療スタッフは全国的に不足しており、県立中部病院についても、令和元年にそれまで産科医師を派遣していた東北大が派遣医師を引き上げることとなり、花巻市ではすぐに岩手県と岩手医科大学に中部病院への産科医師の派遣について依頼をして岩手医科大学から医師を派遣していただき、花巻市のみならず岩手県南の周産期医療の確保に努めたところである。県立中部病院の産科医師については、昨年度末で中部病院を退職した医師がいるが、その分は岩手医科大学からの派遣は増員されていないところであり、市では岩手県に対して県立中部病院の産科医師の確保と、周産期医療を守る上で大切な新生児集中治療室(NICU)の設置について、今月も市長から県知事に対して直接要望を行ったところである。 次に総合花巻病院への財政支援とその後の財政状況についてご説明する。 総合花巻病院の経営再建の経緯としては、令和5年11月に、当時、総合花巻病院を経営する公益財団法人総合花巻病院から令和6年3月末において同法人の債務超過が約10億円になる見込みであることが初めて市に示された。財団法人の場合、2期事業年度連続で貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合に、法律によって、その後に開催される法人の定時評議員会の終結の日に法人が自動解散となることから、市は法人に対して、金融債権を有する金融機関を含めてその対策を直ちに協議する必要があると申し上げたが、法人が自ら動くことはなく、市が法人の了解を得て、金融機関に声をかけ、金融機関と共に、法人の再建策を協議した。 その結果、昨年3月になり、民事再生法等の法的な再生手続きではなく、国が主導して策定した中小企業の事業再生等に関するガイドラインに可能な範囲で準拠した「暫定事業再生計画」が策定され、その暫定事業再生計画を基に法人からの要望を受けて、市から5億円の補助金及び金融機関から6億円の債務減免の支援を行ったことにより、債務超過の状態を解消して、法律に基づく法人の自動解散を回避することができた。 暫定事業再生計画については、その後も継続して事業再生計画の改定に向けた協議を進めて、昨年11月には全ての金融機関の同意を得て、法人の金融債務の弁済を延期することを内容とする債務弁済計画及びガバナンスの強化等を含む「改定事業再生計画」が成立したところである。 また、総合花巻病院の移転新築に伴い更新した特に医療設備などの巨額の減価償却費の会計上の計上が当面続くことなどにより財団法人としての総合花巻病院は会計上再度債務超過の状態となり、再び法律による自動解散の危機に直面する可能性があるため、法律による自動解散の規定が適用されない「公益社団法人」への組織替えの手続きを進め、本年3月に県から認可を受け、本年4月1日に「公益社団法人花巻共立会」が設立されたところであり、設立時は理事長が院長も兼務していたが、5月1日付で前副院長が院長に就任し、理事長と院長は分担してそれぞれの職務に専念できる体制となっている。 旧法人の理事長及び前専務理事は経営責任を取り、新法人の役員には就任しないこと、新法人の理事会の構成は、ガバナンスの強化のため理事の過半数を外部の者とする事が定められ、これに基づき本年6月に内部理事として旧法人の理事長と前専務理事ではない別の役職員3名、外部理事として地域団体から3名、学識経験者3名の計6名、監事2名、会計監査人1名、合計12名の役員が選任され、理事の互選により理事長及び専務理事が選出された。 理事長には前総合花巻病院長、専務理事には県外の病院で事業再生の実績があり、本年1月から旧法人の専務理事に就任した方が就任し、新経営陣と法人組織内に立ち上げた「経営企画・事業再生チーム」が中心となって、病院の再生実績を有する外部のコンサルタントの専門的な助言を受けながら、経営改善の取組を進めている。 次に財政状況についてさらに説明すると、総合花巻病院の令和6年度決算については、理事会での承認を得て、貸借対照表を病院2階の法人事務局前に掲示しているほか、法律の規定に基づき決算関係書類を法人事務局内に備え付けており、閲覧を請求すればどなたでも閲覧が可能となっている。 その公表される数字で申し上げますと、財政支援が行われた令和5年度の決算は、経常収益が41億8,127万円で前年より8,613万円の増収となったが、経常費用は医薬材料費及び人件費の増により前年より1億1,904万円増の47億9,980万円で、法人の経常的な業績を示す当期経常増減額はマイナス6億1,853万円となった。 一方、臨時的な収入である外収益は、市からの補助金5億円と金融機関の債務減免6億円、固定資産売却益などの合計で11億6,249万円となり、これと先ほどの当期経常増減額を合計したもののから経常外費用と法人税等を差し引いた当期一般正味財産増減額は5億4,388万円の黒字となったところである。 この結果、正味財産期末残高は令和4年度末がマイナス3億4,342万円であったものが令和5年度末はプラス1億2,627万円となり、法に基づく2期連続で貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合の法人の自動的な解散を避けることができたものである。 令和6年度の決算については、法人による経営改善の取組により、経常収益が前年より1億2,103万円増の43億230万円となったが、経常費用が前年より1億7,855万円増の49億7,835万円で、当期経常増減額はマイナス6億7,605万円となった。 一方、臨時的な収入と費用の合計の当期経常外増減額は、固定資産の簿価と時価の差額の減損失7,773万円を含めたマイナス8,691万円となり、これと先ほどの当期経常増減額を合計したもののから法人税等を差し引いた、当期一般正味財産増減額はマイナス7億6,304万円の赤字となり、令和7年3月末時点での債務超過額が7億1,535万円となったところである。 総合花巻病院においては、先ほど申し述べた通り、病院の移転新築に伴う医療設備の巨額の減価償却に加え、医師不足により救急患者の受け入れができずそのことが医療収入増加に歯止めをかけたことなど、総合花巻病院の赤字の要因となったところであるが、それに加えて全国の多くの病院の赤字の要因となっている国の診療報酬の改定が原則2年に1度にとどまり、人件費、医薬品代の高騰にも拘わらず、診療報酬の改定が認められないことも赤字の大きな要因となっている。 たとえば、岩手県立病院の経営状況を例にとると、県は20か所の県立病院と6か所の地域診療センターを運営しており、県は令和6年度当初予算において一般会計から223億円もの巨額の繰り出しを県立病院等事業会計に行い、県立病院等の経営を支援しているが、それでも令和6年度決算では、新型コロナウイルス感染症関連の補助金・交付金の減少や、給与改定に伴う人件費の上昇、薬品等の材料費や物価高騰による経費の増により過去最大の71億円の赤字が生じた。これは繰出金と合わせると実質的に300億円近い赤字額となっているところである。 県においては、昨年12月に「岩手県立病院等の経営計画(2025-2030)」を策定し、県立病院の機能分化と連携強化により収益強化を図るとともに、紫波地域診療センターは患者数の減少や周辺の医療資源の状況から県立機関としての役割を終えたと考えられることから令和7年度末をもって廃止することや、利用率が低い病床の削減など、費用を縮減しつつ、物価高騰や人件費の増加に見合う診療報酬の改定や地方財政措置の拡充を国に要望して持続可能な医療に取り組みたいとしている。 なお、昨年12月に県医療局に確認した際、「県立東和病院は稼働率も悪くなく、病棟が一つ(68床)しかないので、病棟の休止をすると病院自体の休止となるので、病棟の休止は想定していない」との回答であった。 いずれ、県立病院のみならず、人件費や医薬品費、光熱費などの高騰も大きな要因として、国立大学附属病院、公立病院、日本赤十字社、済生会など公立民間を問わず赤字の病院が増えているところであり市では全国市長会などを通じて、2年ごとの診療報酬の改定について、改定期を待たずに必要な見直しを行うなどの柔軟な対応と公立民間を問わず病院に対する支援を充実するように国に要望しているところである。 その上で、法人の存続に関しては資金繰りが重要であり、総合花巻病院においては昨年3月の市からの5億円の補助もあり、当面の運営資金に支障はないところである。 いずれ、病院の存続のためには、長期的に見た場合、収入を増やし、資金繰りを改善し、金融機関からの借入金の返済資金を確保する必要があり、そのためには医師体制を強化して、患者等の受け入れを増加できる体制にすることが重要と考えている。 総合花巻病院の医師体制については、徐々に医師確保の成果も見られ、本年4月に内科の医師1名、さらに7月に内科の医師1名、呼吸器科の医師1名の合計3名の内科の医師が新たに常勤医師として加わったほか、来年4月にはさらに医師1名の確保の目途がついたところである。また、総合花巻病院では内科系常勤医師を確保することにより訪問診療にも力を入れたい考えと伺っている。 市では、令和7年度から総合花巻病院を対象として、医師確保支援事業を立ち上げ、総合花巻病院に1年以上勤務する条件で就職した常勤医師に対して、就職された際の一時金、お子さんの保育料、賃貸住宅の家賃、奨学金返還金、帰省の際の交通費の支援を、総合花巻病院に対しては、医師の研修費、医師確保のため医師紹介事業者に対して支払う紹介手数料の支援金を交付し、常勤医師確保を支援しているところであり、総合花巻病院の更なる常勤医師確保に協力する所存である。 これまで医師不足の状況により救急患者の受け入れが十分にできないなどにより、入院・外来患者を確保できず、そのことが医療収入を確保できない状況に結びついていたが、医師が増えたことにより受入患者数が増え、病院の経営が改善されることを期待している。 こうした総合花巻病院の経営改善の進捗状況については、法人が毎月開催するモニタリング会議において財務状況や経営指標などの報告を受け、金融機関や市から意見等を申し上げている。 市としては、引き続きモニタリング会議や随時法人と情報共有しながら必要とする支援を検討し、市民の命や健康を守る地域医療の維持・確保をしていく考えである。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
39	R7.7.23	市政懇談会	小山田	健康こども部	地域医療対策課	今後の総合花巻病院について	医師の確保が経営に直結していると感じた。 市でも医師確保の取り組みをしていることがわかった。	医師確保が病院経営に直結すると思っている。専門家によると、医師を1人確保ができると1億5千万円ほど収入が増えるという試算がある。 花巻市は岩手医科大学との関係が大事である。常勤医師の確保で直接医大にお願いしたが、岩手医科大学も医師が少なく、常勤医師を確保することが難しい状況であるが、4月に1名、7月に2名が常勤医師として加わった。赤字だが、お金が回っているうちに、医師の確保をしっかりとしていきたいと考えている。
40	R7.7.23	市政懇談会	小山田	建設部 財務部 地域振興部	建築住宅課 資産税課 定住推進課	人口減少に伴う対応について	後継者（跡継ぎ）がいない空き家が増加しており、ハクビシン等の動物が棲みついてしまう空き家がある。近親者もいない場合の空き家対策について伺う。	【建設部長】 令和7年3月31日時点において、市で把握している空き家の件数は1,166件となっており、そのうち小山田地区では24件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に調査を行ってきたものであり、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えている。 空き家の管理については、原則的には、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理を行わなければならないこととなっているが、市においても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき「花巻市空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。具体的な取り組みの内容は、毎年、空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、固定資産税の納税通知書を送付する際に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空き家問題についての注意喚起をしている。また、空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境していたり、空き家にハチが営巣している又は動物が棲みついているなどの通報があった場合は、職員が現地を確認した上で、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付しており、その際には、空き家バンクへの登録や草刈り等の管理代行サービスを行っている花巻市シルバー人材センターのチラシ、害虫・害獣駆除事業者の一覧などを添付して、所有者等が自ら対応していただく方法を周知している。空き家の所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、空き家の所有者等へ是正するよう指導し、それでも改善されなければ勧告をする。それでも改善がされなければ改善命令を市から出し、その上で改善が見込まれない場合、行政代執行を行うという流れで、法的措置等をとることになっているが、行政代執行は個人の財産に市が直接手を入れることになり、特に大きな費用もかかるので、その費用回収が見込まれないことがほとんどであり、特定空き家等の認定は慎重に対応する必要があると考えている。令和5年12月に施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の中では、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等を、管理不全空家等と位置づけ、特定空家等になる前の段階から、所有者等に対して指導や勧告をすることができるようになった。勧告を受けた管理不全空家等の敷地は、地方税法の規定に基づき、固定資産税の住宅用地特例が適用されないことになる。 所有者等がいない空き家で、特に危険なこともなく第三者に迷惑などをかけていない空き家については、市において何らかの措置を講じるということとはできないものとなる。 相続放棄などにより法定相続人等がいない場合については、相続財産清算制度を活用して、相続財産を売却又は国庫帰属させることとなる。 原則的には、相続放棄人又は被相続人の債権者や特別縁故者などの利害関係人が「民法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、被相続人の債権者に対する債務返済や特別縁故者に対する財産分与などを行った上で、残存する相続財産を売却又は国庫帰属させることとなるが、このような手続きが行われず、空き家の適切な管理のため特に必要があると認められるときは、市が「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を請求し、選任された相続財産清算人が、空き家を含む相続財産を売却、解体又は国庫帰属させることとなる。 また、そのまま放置すれば保安上危険な状態又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家などについては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定空家等に認定し、略式代執行などの法的措置をとった上で、相続財産を売却又は国庫帰属させることになる。 しかし、相続財産清算制度には、相続財産の管理費用などとして高額な予納金を家庭裁判所に納付しなければならないことや、相続財産を売却又は国庫帰属させるまでに長期間を要することとなるため、空き家となる前の段階で所有者等に適切な処分等を行っていただくことが、重要な空家対策の一つと考える。 市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにした。当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いする。
41	R7.7.23	市政懇談会	小山田	建設部	建築住宅課	人口減少に伴う対応について	小山田地区の空き家24件あるということだが、詳しい情報を把握しているのか。	平成24年に行政区長から寄せられた情報を基にして、その後通報などにより情報を頂戴し、現地確認等の調査を行い把握している。 それらの情報は、市で管理している。個人情報なので詳細はお話しできないが、通報を受けた際は、それらの情報を基に所有者に個別に手紙を出している。 中には、戸籍等を他市町村に照会し調査しても、所有者を特定できない空き家もある。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 （タイトル）	内容（要旨）	懇談会での回答（現状・取り組み状況等）
42	R7.7.23	市政懇談会	小山田	福祉部	地域福祉課	民生委員・児童委員の推薦に関することについて	今年は、民生委員・児童委員の3年に1度の改選期となっている。当小山田地区で5名の推薦要請となっているが、1名の推薦ができない状況にある。 理由の一つとして65歳以上まで勤務する方が増加しており、適任と思われる方が受託していただけない状況である。 民生・児童委員は、ボランティア精神に依拠した形で選任することは、ますます困難になっていくのではないかと考えている。そこで市として職務負担軽減や待遇の改善、民生・児童委員のあり方、選任方法等について、国・県に対して問題提起する考えがないか伺う。	民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ重要な役割を担っていただいている。身分は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員となる。民生委員法に基づき、ボランティアとして活動するため給与はないが、交通費・通信費・研修参加費など必要な活動費が支給される。任期は3年となっており、再任も可能となっている。 民生委員法、厚生労働省の選任要領に基づき、次の手順で委嘱される。 ①市内行政区から市へ推薦 ②市は民生委員推薦会により候補者を審査し、県へ推薦 ③県は地方社会福祉審議会の同意を得て、厚生労働省へ推薦 ④厚生労働大臣が委嘱 花巻市では246名（内主任児童委員26名）が定数であり、現在244名の方が委嘱を受けており、民生委員・児童委員2名に欠員を生じている状況である。 民生委員・児童委員は、地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて幅広い活動を行っている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員が委嘱される。小山田地区では現在、5名の民生委員・児童委員が活動していただいている。 厚生労働省では、令和6年度に「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を設置しており、その検討会の中で、民生委員の担い手確保が難しかった理由について、民生委員からの主な意見として、次のとおり報告された。 ①高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい ②地域が高齢化して適任者を探しにくい ③仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕がない人が多い ④民生委員の役割、業務内容、業務量が負担である ⑤民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解が得にくい ⑥適任者は地域活動で役職を受けており、民生委員を受ける余裕がない 実に民生委員の50%以上が、「業務負担」「住民の理解」「高齢化」「高齢者の就労率上昇」等を挙げている。なお、「報酬・活動費」を理由とした回答は約25%となっている。 また、民生委員の担い手確保に効果があると考えられるものとして、民生委員から次の点が挙げられている。 ①行政によるサポート体制の強化 ②業務負担の軽減 ③会費や寄附の協力を得るための個別訪問業務の廃止、削減 ④地区割の見直し、定員増加等による担当世帯数の適正化 ⑤ICTの活用 花巻市においては、民生委員の負担軽減を図るため、一人暮らし高齢者等への訪問による相談対応を行う「地域福祉訪問相談員」を10名配置している。また、民生委員の負担軽減に向けて、今年度民生委員への証明事務及び依頼業務について、庁内・関係機関へ調査を実施した。また、改選期毎に地区割・定員の見直しを行っているが、今年度の改選においては花巻市民生委員・児童委員協議会理事会と協議の上、現在と同様に民生委員・児童委員220名、準児童委員26名の計246名を改選することとして進めている。その外、花巻市民生委員・児童委員協議会での取り組みとして、民生委員制度や活動内容を周知するため、市内の中学生が民生委員活動を体験する「一日こども民生委員」という取り組みを昨年度より実施し、本年度は3地区で実施した。
43	R7.7.23	市政懇談会	小山田	福祉部	地域福祉課	民生委員・児童委員の推薦に関することについて	民生委員・児童委員を確保できない場合はどうなるのか。	厚生労働省における「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」での担い手確保に向けての意見を紹介する。 ①町会や自治会に頼らない推薦母体の開拓 ②実態に見合った活動費の確保 ③民生委員活動をサポートする者の配置などによる業務負担の軽減など 検討会では引き続き検討する必要があるとしている。③のサポートする者については、花巻市における「地域福祉訪問相談員」となる。検討会における意見に対し厚生労働省では「歴史ある民生委員・児童委員制度を持続可能な制度として次の世代に引き継げるよう検討を進めていきたい」とコメントしているが、現在具体的な方法は示されていない。 なお、民生委員・児童委員における課題について全国市長会が国へ提言していることから、その内容について紹介する。「民生委員・児童委員について、国民の理解が深まるよう広報活動を行うとともに、活動の負担軽減や、報酬の有償化等の処遇改善、年齢要件の緩和など、担い手の確保と活動しやすい環境の整備に必要な措置を講じること」と国に対して提言している。花巻市としては、地域の方々が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な制度であると認識しており、引き続き国の動向を注視し、民生員・児童委員協議会と協議を行いながら、民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境の整備に引き続きを進めていく。地域の方々が住み慣れた地域で暮らしていくために必要な制度であると認識している。 欠員地区については、当該地区の属する地区民生委員・児童委員協議会内の他地区の委員が補っている。また、同じ行政区内に2人以上の委員を置く場合で、その内1人が欠員である場合は、もう1人が補うこともある。また、相談業務の一部は地域福祉訪問相談員が支援することも可能である。例えば、小山田地区で5名の定数に対して4名になった場合、4人の方々がフォローしていただくか、東和地域全体でフォローしていただくこととなる。 選出に困難がある場合については、地域福祉課職員も地域に入り協議していきたいと考えている。
44	R7.7.23	市政懇談会	小山田	福祉部	長寿福祉課	民生委員・児童委員の推薦に関することについて	除雪支援の申請をして、市からシルバー人材センターを使用するよう連絡がきたが、シルバー人材センターから、除雪はできないと断られたことがあった。 民生委員が繋いでも、相手に受けてもらえないなら、民生委員が自分で動かなければならなくなる。結局、私がボランティアで行った。 一人暮らしでお金がなく病院に行くのも大変となると、民生委員が面倒を見ることになる。	除雪支援事業については至らない対応で、ご負担をお掛けし申し訳なかった。除雪支援事業を担っていただける事業者であるシルバー人材センター等とも協議しながら支援ができるよう努めていきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
45	R7.7.23	市政懇談会	小山田	東和総合支所	東和地域振興課	クマ出没時の広報について	先日前田地区でクマの出没があったが、熊の出没を知らない人がいた。有線放送やスマホでも情報は入るが、広報車を増やし、はやく周知してもらえないか伺いたい。	【市長】 前田地区のクマに関しては、飼料を食べており危険であると判断し、広報を強めた。スマホを見ていない方もいると思うが、モバイルメールが届くのでご覧いただきたい。使い方が分からない方がいるのであれば、利用方法をホームページや広報に載せたり、窓口で教えるなど検討する。 クマの出没が多く職員が相当疲弊しており、簡単に広報車を増やすとは約束できない。先日の熊情報も何回も広報し、各地区にチラシも配布した。8月1日号の広報はなまきでもクマの特集を掲載する。 例えば広報車が40キロで走っていて聞こえないのであれば、ゆっくり走るなど検討できる。 【東和総合支所長】 今後も広報の部分は警察・猟友会・東和分署と連携して行っていき、広報車の回り方、スピード等は検討する。 熊出没情報等を得るためのネット、スマホによる登録手続きの方法等、クマに関連して分からないことがあれば、東和総合支所地域振興課へ相談いただきたい。 クマの出没情報の通報等、皆さんの協力をお願いする。 【地域振興課追記】 警察は、必要と思われる家庭等に訪問周知している。 消防署、猟友会は、適宜、パトロールを実施している。 東和地域支援通信の8月1日号で、花巻市LINE公式アカウント、いわてモバイルメールでの熊出没情報が確認出来るよう、登録手続きをご紹介した。